

倫理規程

第1条(総則)

この規程は、特定非営利活動法人風テラス(以下、「風テラス」という)の行動基準を定める。

第2条(目的)

この規程は、風テラスの倫理を確立し、社会の信頼を得る目的で定める。

第3条(組織の使命及び社会的責任)

風テラスのすべての理事、監事、及び正職員、契約スタッフ、インターン(以下、「役職員」という)は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき責務を負っていることを認識し、地域および社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

第4条(社会的信用の維持)

風テラスは、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めねばならない。

(ア)業務の遂行にあたっては、公正、公平を旨とし、公益の増進に資する質の高い価値を創造することに努める。

(イ)風テラスのインターネット上のアカウントからの情報発信はもとより、個人で開設しているアカウントを含めて、個人又は団体を中傷、誹謗する内容の情報発信、職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある内容の情報発信、その他風テラスの信用を傷つけ、又は全体の不名誉となる内容の情報発信を行わない。

第5条(兼職先組織への利益の禁止)

風テラスの役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、風テラスの理事会の承諾なしに、風テラス以外に役員を務める組織への風テラスからの利益の追求を行ってはならない。

(ア)役職員は、有償・無償を問わず、他の組織との兼業状況について虚偽なく申告すると共に、新たな職務に就任した際には、速やかに理事長に報告をする。

(イ)役職員が役員を務める組織(非営利、一般事業者の区分を問わず)への資金供与、並びにその他特定の便益の供与に際しては、公正、公平の立場で行動し、その組織に対して特別の便宜を図る行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

第6条(利益相反の防止及び開示)

風テラスの役職員は、職務の執行に際し、風テラスとの利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他風テラスが定める所定の手続きに従わなければならない。

風テラスの役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア)受益者や連携先等の選定にあたっては、公正、公平を旨とし、自ら関与している組織の選定には加わらない。

(イ) 役員と職員、または職員同士が談合して、風テラスの運営を私的に利用する行為またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

第7条（特別の利益を与える行為の禁止）

役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る行動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

第8条（反社会的勢力・団体との断絶）

風テラスは、社会の秩序や団体の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。風テラスの役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 反社会的勢力・団体とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちない。反社会的勢力・団体による不当要求は明確に拒絶する。また、反社会的勢力・団体による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由にする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を行わない。

(イ) 助成・委託事業に対しては、反社会的勢力・団体との関係がないことを申請時に文書にて確認する。風テラスへの資金拠出者に対しては、反社会的勢力・団体からの資金が流入していないことを確認した上で、資金の提供を受ける。

第9条（基本的人権の尊重）

風テラスは、人権、多様性、異なる価値観を尊重し、風テラスと関係を持つ全ての人々に対し、いかなる場合においても敬意をもって接するものとする。風テラスに所属するすべての役職員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、性的指向、性同一性障がいの有無等を理由とする、一切の差別やハラスメント(いやがらせ)を行わないものとする。

(イ) 風テラスは、平等な雇用機会を提供するとともに、役職員に対し最大限の能力を発揮できる職場環境、並びに個々の状況に即した働きやすい環境を構築するものとする。

第10条（規程遵守の確保）

風テラスは、必要あるときには、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第11条（改廃）

この規程の改廃は理事会の議決による。

付 則

本規程は、令和4年2月1日から実施する